

広島高速道路公社運営会議設置要綱

(平成9年10月16日)

[沿革] 平成10年 4月 1日 改正
平成11年 4月 1日 改正
平成12年 4月 1日 改正
平成13年 4月 1日 改正
平成17年10月 1日 改正
平成18年 4月 1日 改正
平成20年 3月27日 改正
平成23年 4月 1日 改正
平成24年 3月16日 改正
平成27年 3月30日 改正
平成28年 4月 1日 改正
平成28年11月 1日 改正
令和 2年 7月 6日 改正
令和 6年 7月 6日 改正

(設置)

第1条 広島高速道路公社（以下「公社」という。）の運営に関する重要事項を協議し、公社の事業の適正かつ能率的な推進を図るため、広島高速道路公社運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 会議に会長を置き、構成員の互選により選任する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理する。

(幹事)

第4条 会議の円滑な運営を図るため、会議に幹事を置く。

2 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 幹事は、必要に応じて幹事会を開く。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、公社総務部において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成9年10月16日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、公社理事長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和2年7月6日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和6年7月6日から施行する。

別表

委員	広島県知事	幹 事	広島県総務局長
〃	広島市長	〃	広島県地域政策局長
〃	国土交通省中国地方整備局長	〃	広島県土木建築局長
〃	広島商工会議所会頭	〃	広島県土木建築局都市建築技術審議官
〃	広島高速道路公社理事長	〃	広島市企画総務局長
		〃	広島市財政局長
		〃	広島市都市整備局長
		〃	広島市道路交通局長
		〃	国土交通省中国地方整備局道路部長
		〃	西日本高速道路株式会社中国支社 建設・改築事業部長
		〃	広島商工会議所専務理事
		〃	広島高速道路公社副理事長
		〃	広島高速道路公社理事